

各 位

平成16年5月26日
会社名 明星電気株式会社
コード番号 6709 東証第2部
本社所在地 東京都文京区小石川2-5-7
問い合わせ先 取締役兼CFO糸島清二
TEL (03) 3814-5116 ダイヤルイン

ストックオプション（新株予約権）に関するお知らせ
（商法第280条ノ20および第280条ノ21に規定する新株予約権の無償発行）

当社は、平成16年5月26日開催の取締役会において、商法第280条ノ20および第280条ノ21の規定に基づき、下記の要領にて、ストックオプションとして、株主以外の者に対し特に有利なる条件をもって新株予約権を発行することの承認を求める議案を、平成16年6月29日開催予定の当社第91回定時株主総会に提案することを決議しましたのでお知らせします。

記

・株主以外の者に対し特に有利な条件により新株予約権を発行する理由

当社および関係会社の取締役および従業員の業績向上に対する意欲や士気を一層高め、長期的な業績向上を図ることを目的として、ストックオプション制度として新株予約権を無償で発行するものであります。

・新株予約権発行の要領

1. 新株予約権の目的たる株式の種類
当社普通株式

2. 新株予約権の目的たる株式の数
合計1,000,000株（新株予約権の1個当たりの目的たる株式の数1,000株）を上限とする。
なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整する。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち当該時点で行使されていない目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の株式については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、もしくは当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は目的たる株式数の調整をすることができるものとする。

3. 発行する新株予約権の総数
合計1,000個を上限とする。（新株予約権1個につき普通株式1,000株。ただし、2.に定める株式数の調整を行った場合は同様の調整を行う。）

4. 新株予約権の発行価額
無償で発行する。

5. 新株予約権の行使に際する払込金額

1株当りの払込金額は、新株予約権を発行する日の属する月の前月の各日（取引が成立していない日を除く）における東京証券取引所の当社株式普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げ）とする。

ただし、当該金額が新株予約権の発行日における東京証券取引所の当社株式普通取引の終値を下回る場合は、当該終値とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は払込金額の調整を行うことができるものとする。

6. 新株予約権の行使期間

平成18年7月1日から平成21年6月30日までとする。

7. 新株予約権の行使の条件

(1)新株予約権者は、本件新株予約権の行使時において、当社または関係会社の取締役、監査役または従業員でなければならない。ただし、当社または関係会社の取締役および監査役が任期満了により退任した場合または当社または関係会社の従業員が定年により退職した場合、当該退任または退職の日より1年間（当該期間内に行使期間が終了する場合は、平成21年6月30日まで）行使できるものとする。

(2)新株予約権者の相続人による本件新株予約権の行使は認めない。

(3)新株予約権の質入れその他の処分は認めない。

(4)その他権利行使に関する条件については、本株主総会および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権付与契約書」に定めるところによるものとする。

8. 新株予約権の消却事由および条件

(1)当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案または株式移転の議案が株主総会で承認されたときは、当社は新株予約権を無償で消却することができる。

(2)当社は新株予約権の割当を受けた者が、権利を喪失した場合には、その新株予約権を無償で消却することができる。

9. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。

(注)上記の内容については、平成16年6月29日開催予定の当社第91回定時株主総会において「株主以外の者に対し特に有利な条件により新株を発行する件」が決議されることを停止条件としております。

以上